

障害者施策推進協議会を傍聴する際の注意事項

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を所持している者のほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。
- 2 傍聴者は会議場においては、静粛を旨とするとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
 - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、会長が許可した場合はこの限りでない。
- 4 傍聴者は、会が傍聴を認めないと決定した議題について審議等を行おうとする場合は、直ちに会議場から退場しなければならない。
- 5 傍聴者は、会長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。
- 6 傍聴者がこの要項の規定に違反した場合、会長は傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 7 傍聴者が前項の規定による命令または前条の指示に従わないときは、会長はその者に対して会議場からの退場を命じることができる。

名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について(意見)

社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会

今回の名古屋城天守閣整備事業(木造復元)と障害のある人への差別発言に至った経緯を拝見いたしました。これらをふまえ当法人が本事案に至るまでにも、意見をお伝えしてきましたことも含め改めて以下のようにご意見を申し上げます。

1. 市民に対しての情報の伝え方について

これまでも関係者に向けて、当法人からは木造復元に対する関係者、市民の皆様にも正しく情報が伝わっていないのではないかと問題提起してまいりました。例えば、消防法や耐震に関しては実際に整備されており電気も通っていると思います。そのため、江戸時代につくられた天守閣と全て同じ構造ではないことがきちんと周知されておらず、エレベーターをつけることのみが焦点が当てられていました。そのため、エレベーターの設置は木造復元ではないという認識になっておられる方もいたようです。当法人としては、市民の皆様と共に正しい情報を得たうえでどのように事業を進めるべきかを検討していただきたくかったです。

また事業計画の遅れについても同様で、石垣の問題も大きく影響していたと思いますが、市民のなかにはエレベーター問題のせいで事業がストップしているという認識があり、障害のある人が原因と思われる方もいました。

上記のような正しい情報が共有されていなかったことが、差別を生む背景にあったと思います。今後このようなことのないように、正しく情報を伝えていただきたいと思います。

2. バリアフリーは誰のもの？

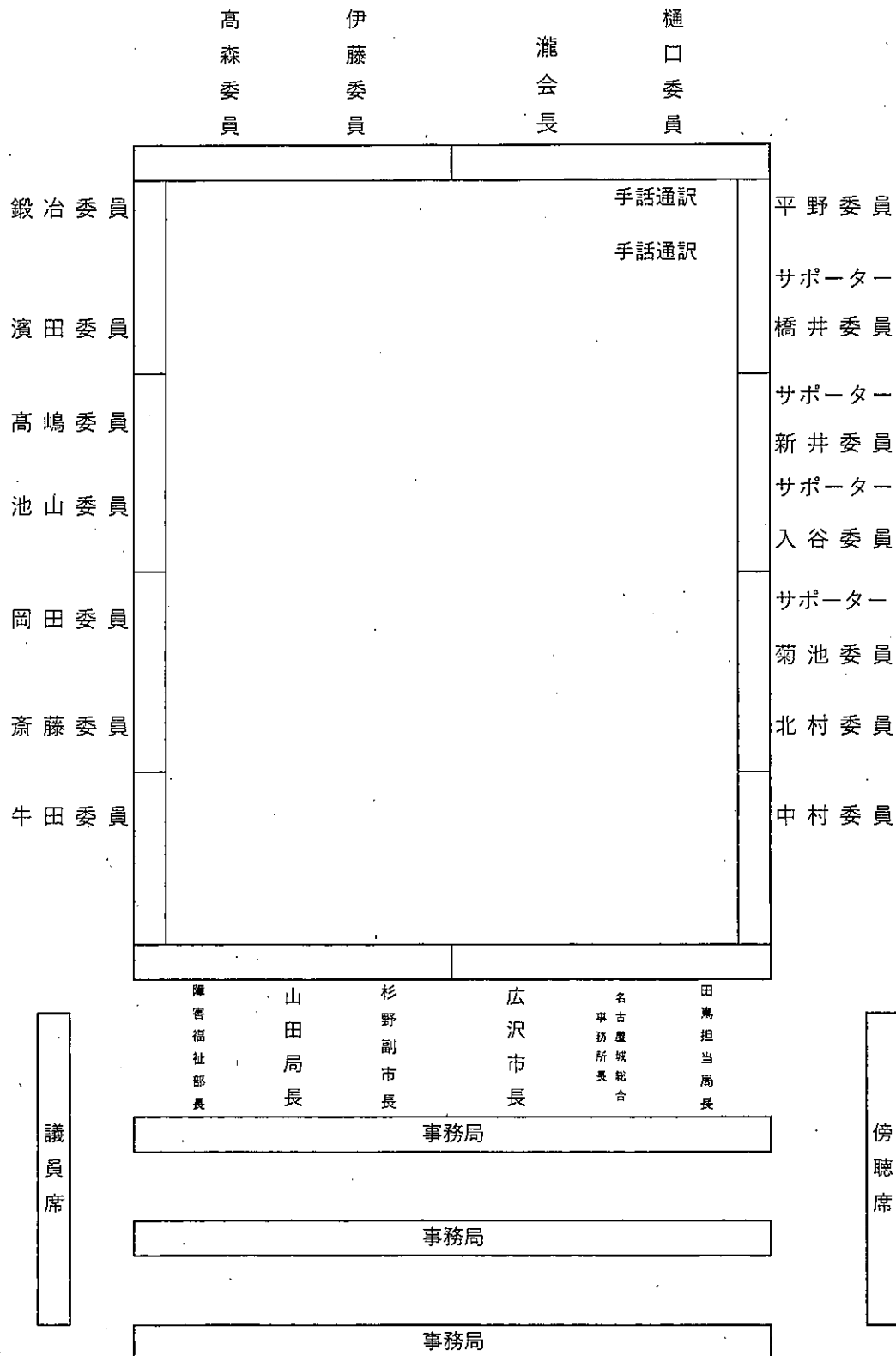
バリアフリーは、障害のある人のためだけのものではないと思います。これまでの経緯で当法人としては、誰もが楽しめる整備をお願いしてきました。それは決して障害のある人のためだけではなく、高齢者、ベビーカーや子供たち等のためでもあります。実際に一部階段を復元した「ステップなごや」に足を運んでいただければ、戦国時代に作られ急な階段を上がることの大変さを実感できるので、ぜひ多くの方に体験していただくようお願いしてきました。できたら討論会もその場所で行ってほしかったです。エレベーターは障害のある人だけのためだという認識が広がったことで、障害者のためだけにエレベーターの設置をするのは費用がかかるという論調になっていったように思います。その結果、木造復元できないのは障害者が原因のように捉えられ、批判にさらされることになりました。実際に当法人にも市民の方から、電話やメール、お手紙をいただいたことがありました。実際に駅のエレベーターやエスカレーターなどは、障害者だけでなく多くの方々が利用されている現状をふまえ、今一度、バリアフリーは誰のためのものなのか立ち止まって考えていただきたいと思います。

また、人権意識についても同様で人権は他者だけではなく自分の人権も含まれます。全ての人の人権が守られない社会はいずれは自分の人権も侵害されることがあるという認識を私たちも含め一人ひとりが持たなければいけないと痛感しています。

第1回名古屋市障害者施策推進協議会 座席表

日時：令和7年8月8日（金）午前10時～

場所：名古屋市役所 正庁（本庁舎5階）



出入口

記者席

議員席

傍聴席

出入口

第1回名古屋市障害者施策推進協議会

日時：令和7年8月8日（金）10時00分

場所：名古屋市役所本庁舎5階 正庁

・委員名簿

(1頁)

【議題】

1 名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について

【資料1】(3頁)

2 その他

【資料2】(9頁)

●名古屋市障害者施策推進協議会委員

(令和7年8月1日)

【障害者福祉事業従事者等】

愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長
名古屋市視覚障害者協会副会長
名古屋市聴言障害者協会理事
名古屋手をつなぐ育成会青年の会副会長
名古屋サーティーン代表理事
名古屋市身体障害者福祉連合会会長
名古屋手をつなぐ育成会副理事長
名古屋市精神障害者家族会連合会会長
愛知県重症心身障害児（者）を守る会会長
愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
わっぱの会理事長
愛知県難病団体連合会事務局長
名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長
愛知県精神障がい者福祉協会会長
名古屋市特別支援教育研究協議会会長

入谷 忠宏
新井 美千代
平野 千博
菊池 博明
河合 俊光
橋井 正喜
濱田 智恵実
池山 豊子
高嶋 みえ
岡田 ひろみ
斎藤 縣三
牛田 正美
北村 榮章
王子田 剛
中村 麻美

【学識経験者】

愛知淑徳大学教授
中京大学教授
大同大学准教授
金城学院大学准教授
弁護士

瀧 誠
伊藤 葉子
樋口 恵一
鍛冶 智子
高森 裕司

名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について(概要)

1 総括の目的

令和6年9月18日に示された『「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会』の最終報告を観光文化交流局として受け止め、今後、二度と同様の問題や更なる問題を起こさないよう、天守閣整備事業全体の振り返りを行い、事業を進める上での基本的な方針、再発防止策を含む今後の事業の進め方を示します

2 最終報告に対する当局の受け止め

- 最終報告の指摘事項を全て真摯に受け止め、改めて深く反省するとともに、十分に理解を深め、今後の事業につなげていかなければならないと決意します
- 「表現の自由も、すべての市民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが前提である」ことを心に刻み、関係局と連携し、信頼回復につながる取り組みを確実に実施します
- 「人権感覚の希薄さ」の指摘を重く受け止め、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者(以下「障害者等当事者」という。)への人権に対する配慮については、十分な検討が必要と感じています
- 再発防止に向けては、最終報告の提言事項が、全ての基礎となる重要な取り組みと認識しています
- 人権に関する責任者である人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組みます
- 市民の信頼を大きく損なったことを肝に銘じ、失った信頼の回復につながるよう、指摘事項を十分に理解し、再発防止を図り、将来にわたって活かしてまいります

3 天守閣整備事業の振り返り

(1) 振り返りの方法

本事業を進める中で直面し、対応してきた課題から、対象事象を選定し、過去の担当者への聞き取りを踏まえて行う評価・検討において、最終報告の指摘事項との関係性を確認しつつ、その原因を推定しました

(2) 天守閣整備事業の展開に大きな影響を及ぼした事象

対象事象		該当年度
①	文化庁の見解に対する誤った認識と不十分な議会報告	平成25年度から 平成27年度まで
②	木造復元に係る関連議案の継続審査につながる調査検討不足	平成27年度から 平成28年度まで
③	石垣保存方針とりまとめに向けた石垣調査・体制不足	平成29年度から 平成30年度まで
④	現天守閣解体申請の継続審議につながる調査検討不足	平成30年度から 令和 4年度まで
⑤	エレベーター不設置方針に係る障害者等当事者への説明不足	平成29年度から 平成30年度まで
⑥	公募で選定した昇降設備の設置方針に係る市内部の調整不足	令和 3年度から 令和 4年度まで

4 原因の整理とまとめ

(1) 事業の進め方に直接関わるもの(原因の根底)

区 分	内 容
市内部の調整不足	木造復元の解釈のほかに、様々な認識の不一致が市内部で生じていました
人権感覚の希薄	バリアフリーの実現が障害者にとって人権問題であるという認識が十分ではなく、障害者等当事者と対話する姿勢が欠けていました
史跡整備の経験不足	特別史跡名古屋城跡の本質的価値は石垣等の遺構であることは理解しているものの、史跡整備において考慮すべきことへの対応が不足していました
情報提供不足	事業の基礎情報として公式ウェブサイトにおいて、相当量の情報提供があるものの、分かりやすい情報提供について欠ける点がありました

(2) 事業全体に影響を与えたもの

区 分	内 容
スケジュール優先	スケジュールを優先した事業の進め方であったことから、竣工期限を度々変更するなど混乱をきたすとともに、必要な調査検討が不足しました
職員の苦悩や葛藤	過去の担当者への聞き取りにおいて、前市長の意向、職責による苦悩、葛藤が見受けられました

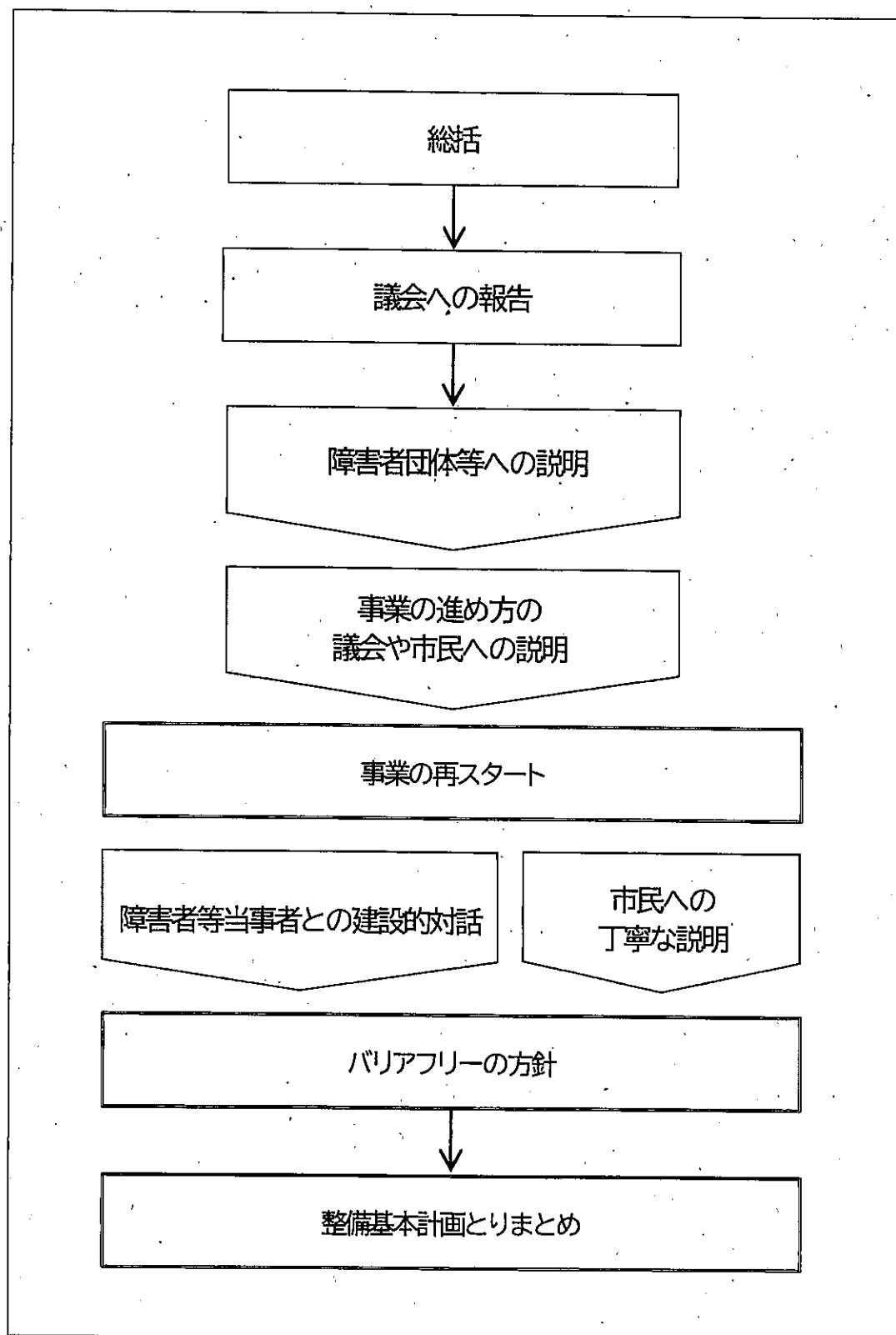
5 今後の事業推進に向けて

(1) 事業を進める上での基本的な方針と再発防止策を含む今後の進め方

区 分	内 容
市内部の共通認識と円滑なコミュニケーション	○市内部の認識を一致させた上で、円滑なコミュニケーションを図るため、「天守閣整備事業の推進ポリシー」を定め、市長、副市長、当局は共有し、ともに事業を推進します
人権意識の向上と障害者等当事者との建設的対話	○観光文化交流局では人権監理者を2名配置し、人権監理者を中心として、職員一人ひとりが主体的に適切な判断を行うことができるよう取り組むとともに、市民向け説明会等を実施する際には、準備段階から人権監理者によるチェック、助言・指導を行います ○研修等の充実を通じて、職員一人ひとりの障害者理解をはじめとする人権意識の向上を図ります ○建設的対話の場として、「バリアフリー整備相談支援事業」の活用を念頭に、当局と当事者との相互理解の上で進められるよう、障害者等当事者の意見を聞きながらバリアフリーの方針を検討します ○高齢者や障害者、子どもを連れた人、外国人など、多様な来場者に対応するため、バリアフリーの観点やユニバーサルデザインを踏まえ、観覧環境の更なる充実に努めます ○差別発言等による人権侵害を二度と起こすことのないよう、適切な準備期間を設け、応援・協力体制を構築し、十分に対策を講じた上で、市民向け説明会等を運営していきます

区 分	内 容
特別史跡内における整備の丁寧な進め方	○名古屋城に携わる者の史跡保護に対する意識の徹底、学芸員の調査研究に関する能力向上を図っていきます ○全体整備検討会議など、有識者の指導・助言をいただくとともに有識者等関係者の理解を得ながら進めていきます
市民等への丁寧な説明と理解促進・機運醸成	○市民等へ分かりやすく伝えるための表現や、情報発信の方法を検討、実施します ○市民等へ広く総括の内容をお示しし、信頼回復に全力を尽くします ○戦後復興の象徴である現天守閣の価値について、様々な記録を適切に保存するとともに、公開・活用し、市民等に広く発信していくことで、現天守閣を記憶に留め、現天守閣の記録・記憶を継承します

(2) 今後の事業の流れ



令和 7 年 7 月

関係各位

交通局自動車運転課

車いす・電動車いす利用者の市バス乗車に係るご案内

平素より市バスをご利用いただき誠にありがとうございます。

車いす・電動車いすをご利用の皆様へ、より幅広く市バスをご利用いただけるよう、取扱いを変更しますので、下記のとおりご案内いたします。

安全・安心な市バスの運行のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 市バス乗車の取扱いの変更

(1) 乗車可能な機種について

令和 7 年 8 月 1 日（金）より、WHILL 社製電動車いすの F モデルについて、市バス全線で乗車できることとします。

あわせて、上記以外の手押しハンドルのない電動車いすについても、原則として市バス全線で乗車できることとします。

(2) 乗車時の車いす・電動車いすの固定方法について

車いす・電動車いすをご利用の方は、安全にご乗車いただくため、原則として前側、後側、腹部、横転防止のベルトにより、運転士が固定しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

ただし、車いす・電動車いすの形状等により固定箇所が特定できないなど、特別の事情がある場合においても、やむを得ず急ブレーキ、急ハンドルを行った際、利用者の皆様の安全を確保するため、次のいずれかの方法による固定をお願いいたします。

ア 前側及び後側のベルトによる固定。

イ 後側及び横転防止のベルトによる固定。

なお、現時点で当局が把握している車いす・電動車いすについては、ア、イいずれかの方法で固定ができることを確認しております。

2 乗車時にご協力いただきたい事項

安全に乗車していただくため、電動車いす利用者の皆様へ、市バス乗車時の注意事項（乗車速度、乗車姿勢等）について、周知のご協力をお願いいたします。

また、ご利用の車いす・電動車いすに適した乗降時の介助方法や固定器具の装着箇所をバス運転士に伝達することについて、ご協力くださるようお願いいたします。

令和7年7月31日

名古屋市補装具取扱登録業者 各位

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

車椅子・電動車椅子でバスを利用される方への周知のお願い

日頃は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
みだしの件について、令和6年2月21日付けで通知した「車椅子・電動車椅子でバスを利用される方への乗車安全基準周知のお願い」（障害企画課通知）を廃止し、下記のとおり新たに通知いたします。

記

1 各バス事業者の取扱いについて

ご利用様が車椅子及び電動車椅子でバスを利用される場合、各バス事業者が固定方法等に係る取扱いを定めております。補装具取扱登録業者におかれましては、この固定方法等に係る取扱いをご確認の上、バスのご利用も含め、ご利用者様のご希望や具体的な生活の状況を丁寧に聞き取っていただき、車椅子及び電動車椅子の種類をご案内くださいますようお願いいたします。

主なバス事業者の取扱いについては、下記へお問い合わせください。

バス事業者名	連絡先
名古屋市交通局	自動車運転課 電話 052-972-3870
名鉄バス株式会社	総務課 電話 052-588-0876
三重交通株式会社	桑名営業所 電話 0594-22-0595

なお、市バスの取扱いは、令和7年8月1日から下記のとおり変更されます。

令和7年7月 交通局自動車運転課 「車いす・電動車いす利用者の市バス乗車に係るご案内」より抜粋

1 市バス乗車の取扱いの変更

(1) 乗車可能な機種について

令和7年8月1日（金）より、WHILL社製電動車いすのFモデルについて、市バス全線で乗車できることとします。

あわせて、上記以外の手押しハンドルのない電動車いすについても、原則として市バス全線で乗車できることとします。

(2) 乗車時の車いす・電動車いすの固定方法について

車いす・電動車いすをご利用の方は、安全にご乗車いただくため、原則として前側、後側、腹部、横転防止のベルトにより、運転士が固定しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

ただし、車いす・電動車いすの形状等により固定箇所が特定できないなど、特別の事情がある場合においても、やむを得ず急ブレーキ、急ハンドルを行った際、利用者の皆様の安全を確保するため、次のいずれかの方法による固定をお願いいたします。

ア 前側及び後側のベルトによる固定。

イ 後側及び横転防止のベルトによる固定。

なお、現時点で当局が把握している車いす・電動車いすについては、ア、イいずれかの方法で固定ができることを確認しております。

2 バス乗車に係る注意事項について

車椅子・電動車椅子のメーカーによっては、バス乗車に係る具体的な注意事項に関する資料を作成し、メーカーのウェブサイトへ掲載している例もありますので、随時ご確認のうえ、ご利用者様へご案内をお願いいたします。

市バス乗車にあたっては、安全に乗車していただくため、ご利用者様に市バス乗車時の注意事項（乗車速度、乗車姿勢等）についてご案内をお願いします。

また、ご利用の電動車椅子に適した乗降時の介助方法や固定器具の装着箇所をバス運転士に伝達することについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

名古屋市健康福祉局障害企画課

電話 052-972-2587